

氏名 もり 森 かつ 克 み 己 准教授



主な研究テーマ

□イギリスにおけるスポーツ及び教育分野における子ども保護制度の現状と課題

平成25年度の研究内容とその成果

本年度は、昨年度までの3年間交付を受けてきた日本学術振興会の科学研究費補助金を今年度からさらに3年間交付を受けることとなり、その初年度の研究として、18歳未満の子どもを指導者等からの虐待から保護する制度であるイギリスのチャイルド・プロテクション（Child Protection、以下CPと略）について研究しました。具体的には、イギリスでの現地調査を実施し、アンゲリア・ラスキン大学・ブルーネル大学などのCPや柔道のコーチングの研究者、イギリス柔道連盟のコーチング委員会委員やケンブリッジ地区LSCB（Local Safeguarding Children Board）の担当者、さらにはスポーツにおけるCPの専門機関であるCPSU（Child Protection in Sport Unit）のDirectorへの面接調査を行いました。

そのほか、従来から続けてきた文献研究の結果、次のようなことがわかりました。

2012年7月末から8月初旬にかけて開催されたロンドン・オリンピックにおいて、日本選手団は、過去最高の数となるメダル

を獲得し、日本国民に勇気と感動を与えました。そして、日本人のメダリストの中には、卓球の福原愛選手のように、幼い頃から自分の専門種目のトレーニングをはじめ、今回の栄冠を勝ち取った選手が多数見受けられました。

その一方で、子どものスポーツ界においては、小学生レベルの地域のサッカーチームにおいて能力のある選手の引き抜きが起こったり（永井2004）、勝利至上主義にかりたてられた指導者による限界を超えたトレーニングの強要により、もえつき症候群（バーン・アウト）やオーバートレーニング症候群といわれる状況に陥り、スポーツを継続することを断念する子どももいる状況があります。

また、先行研究の中には、発育期の過度の反復練習は、子どものアスリートとしての成功を助長するどころか、選手生活を断念したり、選手生活は続けているが慢性の傷害に悩まされ続けるという弊害をもたらすとの指摘もあります（浅見1987）。

このオーバートレーニングやバーンアウトの問題は、我が国特有の問題ではな

く、IOCが2005年に策定した「エリートの子どもアスリートのトレーニングに関する声明書」、(Consensus Statements on The Training of the Elite Child Athlete、以下「IOC2005年声明書」と略)でも、オーバートレーニングの問題が取り上げられ、この問題への対応の在り方が指摘されています。

また、筆者が学部生と共同で本学の学生に対して行ったアンケート(2012年12月実施)でも、高校在学時までにはオーバートレーニングやバーンアウトになった経験者が回答者の21%にのぼりました。

そして、イギリススポーツ団体の各団体が策定しているCPガイドラインでは、スポーツ指導者によるオーバートレーニングを身体的虐待として位置づけています。

このオーバートレーニングやバーンアウトへの対応について、前述したIOC2005年声明書では、この問題に関する科学研究の実行と研究成果の普及の必要性を勧告しています。

また、ユニセフが2010年に策定した、先進諸国に焦点を当てたスポーツにおける暴力からの子ども保護に関する報告書(Protecting Children From Violence in Sport-a Review with a Focus on Industrialized Countries)においても、エリートの子どもアスリートが、年齢や成長の段階でどの程度のトレーニングが必要なかを確定することの困難さ、トレーニングの処方箋は成熟度・スポーツによって異なり、ガイドラインを超えるトレーニングは、傷害やオーバートレーニングを

引き起こすことなどが書かれています。

要するに、子どものスポーツにおけるオーバートレーニングやバーンアウトの問題は、スポーツ指導にあたる大人の指導者が、子どもへのスポーツ指導において、殴ったり暴言による指導と同様に、身体的虐待や心理的虐待にあたる行為として避けなければならない行為であるといえます。そして、子どものスポーツ指導においては、勝利を第一に考えるのではなく、子どもの成長・発達に応じた指導に心掛ける必要があります。

子どもへのスポーツ指導の在り方に関連するものとして、イギリススポーツ団体のCPガイドラインにおいては、アマチュア水泳連盟(Amateur Swimming Association、ASA)のように、スポーツ指導者が子どもの成長・発達に応じた指導に心掛けることや、CPガイドラインとは別に定めている子どもをエリートレベルにまで育てるためのガイドラインであるLTAD(Long Term Athlete Development)ガイドラインに従うことまで定めている団体もあります。このLTADは、カナダの研究者が提唱する、子ども期からエリートレベルに至るまでの性別、年齢、成熟度に応じたコーチングのガイドラインで、同ガイドラインは、トップアスリートになるためには10年または10,000時間を要することを前提とし、ダイビング、フィギュア・スケート、体操など早期の専門化(early specialization)のスポーツと自転車、ラケットスポーツ、漕艇など晩期の専門化(late specialization)

のスポーツについて、前者は4段階、後者は6段階ごとに、トップアスリートになるために、子どもの年齢、性別に応じたトレーニングの内容及びトレーニング量が定められています。要するに、イギリススポーツ団体の子どもに対するスポーツ指導においては、CPとLTADが、スポーツ指導における子どもへの虐待を防止し、子どもの成長・発達を踏まえた指導の実現のための車の両輪的な働きをしていると言えます。

これからの研究の展望

我が国においては、スポーツ指導者による子どもへの虐待が重大な問題となっています。この問題は、子どもへのスポーツ指導の在り方と密接に関連する問題です。その意味で、イギリスのCP制度は、非常に参考になるところが多い制度であると言えます。それだけでなく、同制度の重要な点は、CP制度は、第一義的には子どもの人権を保護する制度ですが、各団体が定めたガイドラインに書かれていることを守ることによって、指導者自身も保護される制度として捉えられているところにあります。

このCP制度については、国際標準化の動きもあり、次年度以降注視していきたいと考えます。また、LTADガイドラインの科学的根拠についても異議を唱える見解もあり、その議論の行方にも関心を持って次年度以降の研究に取り組んでいきたいと考えます。